

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 1 5 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
男女共同参画共生社会学習・安全課

夏休み期間における河川水難事故防止の普及啓発についての
協力願い（依頼）

このたび、国土交通省より別添写しのとおり協力依頼がありました。例年、学校の夏休み期間においては、河川に多くの利用者が集まります。特に、令和 2 年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、海水浴場やプール等が開設を取りやめるケースが多くみられ、身近で利用できる河川の水難事故件数は例年よりも増加しました。

令和 3 年においても、すでに閉鎖が決定されている箇所もあり、昨年同様に河川利用の増加が想定され、河川における水難事故発生が懸念されます。別紙の参考資料等を活用し、学校における指導の参考にさせていただきますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

【本件担当】
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 防災教育係
電話：03-5253-4111（内線 2670）
E-mail：anzen@mext.go.jp



別添

国 水 環 第 4 5 号
令 和 3 年 7 月 9 日

文 部 科 学 省
総 合 教 育 政 策 局
男女共同参画共生社会学習・安全課長 殿

国 土 交 通 省
水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
河 川 環 境 課 長
(公 印 省 略)

夏休み期間における河川水難事故防止の普及啓発についての協力願い(依頼)

国土交通省では、河川における水難事故防止啓発の取組を進めており、令和3年においては、「河川水難事故防止の取組実施についての協力願い(依頼)(令和3年4月15日付け水管理・国土保全局河川環境課長通知)」に基づき、貴省にもご協力頂き、学校教育機関への水難事故防止の普及啓発を行って参りました。

例年、学校の夏休み期間においては、河川に多くの利用者が集まります。特に、令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、海水浴場やプール等が開設を取りやめるケースが多くみられ、身近で利用できる河川の水難事故件数は例年よりも増加しました。

令和3年においても、すでに閉鎖が決定されている箇所もあり、昨年同様に河川利用の増加が想定され、河川における水難事故発生が懸念されます。

河川利用は基本的には自由使用であり、河川利用者が安全に河川を利用できるようにするためには、行政からの情報提供等に加えて、河川利用者自らが水難事故の危険性に対する認識を持つとともに、河川利用者が安全に利用できるよう、地域に住む人々が身近な河川の状況を常日頃から注視し、河川利用者の危険回避を促すような地域力の向上も望まれるところです。

国土交通省においては、河川水難事故防止に向けて、別紙のパンフレット等による情報発信を行っておりますので、夏休み期間における河川水難事故防止の一層の普及啓発を図るため、貴省の関係機関へ情報提供して頂きますようお願いいたします。

参考資料

安全に楽しく川や水辺で活動するために活用を図っていただき、水難事故の防止にお役立ください。

① ～MIZUBE ASOBI GUIDE～(水管理・国土保全局 河川環境課 作成)

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/pdf/mizubeasobiguide.pdf>



② 小学生向け水難事故防止動画「リバーアドベンチャー ～川に魅せられし者たち～」(水管理・国土保全局 河川環境課 作成)

<https://www.youtube.com/watch?v=lrkZCm11I0>



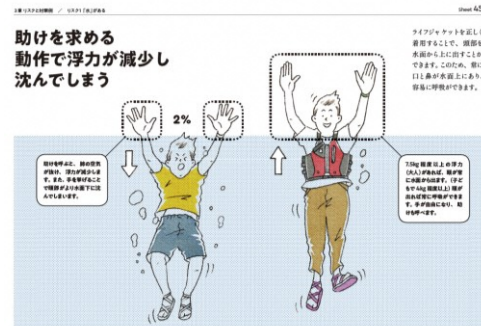
③ 「水辺の安全ハンドブック」((公財)河川財団 作成)

<https://www.kasen.or.jp/mizube/tabid129.html>



④ No More 水難事故((公財)河川財団 作成)

<https://www.kasen.or.jp/mizube/tabid324.html>



⑤ 川遊び安全ノート「えんじょいりバー」((公財)河川財団 作成)

http://www.kasen.or.jp/Portals/0/pdf_mizube/enjoyriver.pdf



⑥ 全国の水難事故マップ((公財)河川財団 作成)

<http://www.kasen.or.jp/mizube/tabid118.html>



河川安全利用の取組

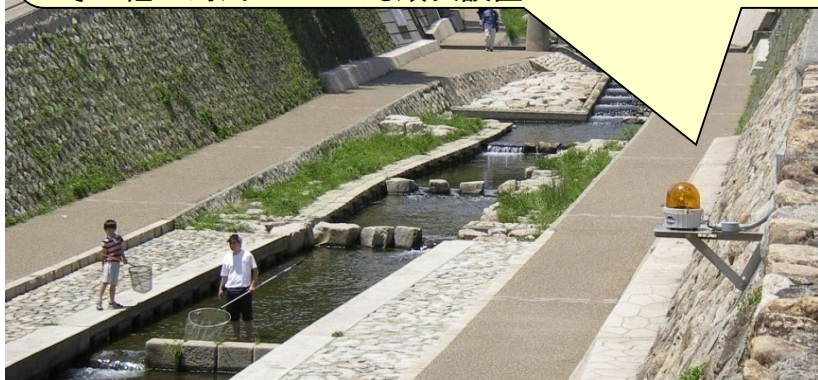
河川水難事故防止の取組の事例

○各地域において、看板や警報装置の設置が進んでいる。

■警報装置の設置

大雨・洪水注意報及び警報が発令されると回転灯が点灯。

- ・都賀川 14箇所設置(平成21年4月1日運用開始)
- ・その他の河川についても順次設置

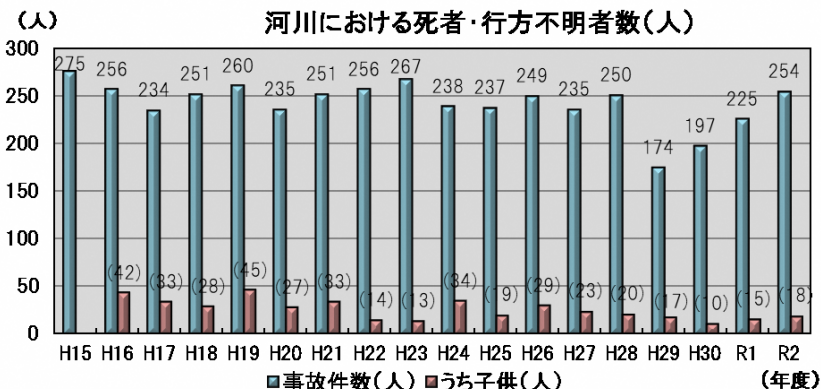


■看板の設置

設置場所に応じ記載内容を工夫



河川水難事故は毎年多発



○平成20年7月の都賀川水難事故では、児童3人を含む5人が死亡

○河川管理者だけでなくNPO等による啓発活動も実施されている。

RAC(NPO法人川に学ぶ体験活動協議会)※は、全国一斉1万人川の流れ体験キャンペーン(7月1日～8月31日)を実施。



※ 地域で活発に活動する市民団体やNPOが主体となり、人材育成や河川における体験活動を実施し、「川に学ぶ」社会の実現を目指す。(平成12年9月に任意団体設立。平成17年12月14日にNPO法人登録。)